



特殊會社指導監督方策ニ基ク處置要領

特殊會社指導監督方策ニ基ク處置要領案

康三、八二九 企 畫 處

一、監督機構ノ整備

- (1) 各部ノ特殊會社ニ對スル監督ヲ一元的ニ統制スル爲總務廳ニ關係各部局職員ヲ以テ組織スル委員會ヲ設ケ特殊會社ノ指導監督ニ關スル基本の方針ハ之ニ附議決定スルコト
- (2) 實業部ニ於ケル監督機構ノ一元化ヲ圖リ且其ノ強化ヲ爲スコト

二、指導監督要領

(1) 人 事

- (イ) 各社現在役員ハ原則トシテ其ノ重任ヲ認メザルコト
- (ロ) 役員ノ日滿重複制度乃至比率制度ハ原則トシテ之ヲ廢止スルコト
- (ハ) 役員ノ銓衡ニ付テハ專ラ經營ニ對シ熱ト才ニ富ム者ヲ選ビ單ナル資本代表ヲ排シ又權限濫用ノ弊ニ陥ラザルコト
- (ニ) 役員ノ任期ニ付テハ現行ノ制度ト一年制又ハ無任期待等ト彼此

比較考究ノ上決定スルコト

(2) 給

社員ノ給與ノ官更ノ給與ヲ基準トシテ之ヲ統制スルコト

社員ノ採用及養成ニ付テモ爲シ得ル限り之ヲ統制スルコト

役員ノ給與ニ付テハ有能ナル中心的人物ヲ得ルニ必要ニシテ充

分ナル程度方法ヲ目途トシ、併セテ經營ニ對スル熱心ヲ助長ス

ル爲(固定)給與ト利益分配給與トノ按配ヲ適當ナラシムルコト

他會社職員ニシテ役員タルモノ當該他會社ヨリ給與ヲ受クル場

合ハ俸給及退職賜金ヲ給セス只適宜賞與ヲ支給スルコト

(ホ)當該他會社ノ更迭ニ伴フ退職ニ付テハ退職慰勞金ヲ支給セザル

(3) 組織

各會社別ニ左ノ點ニ付其ノ合理化ヲ圖ルコト

(イ) 會社資本ノ構成

(ロ) 會社ノ國籍 (日本又ハ滿洲)

(ハ) 會社ノ人格 (特殊又ハ普通)

(三) 日滿人ノ比率

(4) 事業

(イ) 政府及會社間ノ任務ノ分野及各會社相互間ノ事業ノ分野ヲ明瞭

ニスルコト

(ロ) 事業ノ指導監督ノ大綱ニ付政府首腦者ヨリ會社首腦者ニ對シテ

爲ス如クスルコト

(ハ) 事業資金ノ調達ニ付テハ政府之ヲ統制スルト共ニ必要ナル援助

ヲ與フルコト

(5) 利益金處分

(イ) 會社ノ計算ハ之ヲ公明ニスルコト

(ロ) 事業ノ性質ニ鑑ミ企業自體ノ改善ヲ考慮スルコト

(ハ) 事業ノ性質ニ應ジ利潤ノ調節ヲ考慮スルコト

備考

各會社ノ特典免稅ノ整理ニ付考究スルコト